議員提出第6号議案

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成 1 5 年 5 月 3 0 日

提 出 者

足立区議会議員	藤	沼	壮	次
同	芦	Ш	武	雄
同	針	谷	み き	お
同	野	中	栄	治
同	中	島		勇
同	くじら	11	光	治
同	うす	1.1	浩	_
同	大	島	芳	江

足立区議会議長 鹿 浜 清 様

(提案理由)

効率的な議会運営を行うため、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出します。

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

足立区議会委員会条例(昭和31年足立区条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「11人」を「10人」に改め、同条第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 区民環境委員会 8人区民部、地域振興部及び環境清掃部に関する事項
- (3) 産業経済委員会 8人産業経済部及び農業委員会に関する事項
- (4) 厚生委員会 8人福祉部及び衛生部に関する事項
- 第2条第5号及び第6号中「9人」を「8人」に改める。 付 則
- この条例は、公布の日から施行する。